

近代日本と国体観念

岡崎正道

序

「国体」と言えば、戦後世代には「国民体育大会」の略称としか伝わらない。しかし戦前においてはこの言葉は、天皇を神聖不可侵の絶対的存在と位置づけ、これに対する無限の忠誠を日本人の崇高な責務として強要する、イデオロギーの表現にほかならなかった。大戦末期には、「国体護持」に固執するあまり戦争終結の方策を誤り、ついに原爆の惨禍を阻止することもかなわなかった。すなわち「国体」と引き換えに、幾十万の無辜の生命が奪われたのである。アジアの無数の民にはかり知れぬ痛苦を与えた侵略行為の根底にも、この「国体」の妄想があったことは言を持たない。そしてこの観念に対し異を唱える者は「国賊」「非国民」の罵声を浴び、疑念なくこれを信奉すべく大多数の日本人が徹底的に精神を呪縛された。まさに一億総マインドコントロールの恐怖である。

だがかかる「国体」の観念は、実は戦時中の軍国主義の特産物ではない。その淵源は、幕末期のナショナリズムの高揚の中で唱導された、国家独立の希求のスローガンにある。本稿では、そうした前史をふまえつつ、近代日本における国体観念の諸相について論じてみたい。

1.

国体論の発祥は、幕末におけるナショナリズムの勃興と切り離して考えることはできない。眼前に迫る黒船の巨軀は即ち、アジア経略を進める西洋帝国主義の威力の物理的表現そのものであったが、それはわが国に対し二つの意味で国家としての存在を問いかける契機となった。一つは、徳川幕府に真に日本を代表し得る普遍性があるのかという問い、もう一つは、もし先の問いに対する答がYESであるならその前提条件は何かということ、逆にNOであるなら彼に代わる普遍性はどこに見出されるかということである。

ペリー来航に先立つこと20年、後期水戸学の碩学会沢正志斎は、次のように言う。

万国には皆易姓革命といふことありて、その国乱る時は、或は其の君を弑し…只神州のみは、天地開闢せしより以来、天日嗣無窮に伝へて、一姓綿々として、庶民の天と仰ぎ奉る所の皇統限らせ給はず¹⁾。

(「迪彝篇」)

中国のような易姓革命が存在せず、万世一系の皇統の連続する形姿をもって国の綱紀と断案するその主張は、西洋に対する端的な拒否を至要のモチーフとする。日本のアイデンティティの確認という意味を有している。「天地の剖判し、始めて人民ありしより、天胤、四海に君臨し、一姓歴歴として、未だ嘗て一人も敢へて天位を覬覦するものあらず²⁾」という、我が国体の不易性に対する強烈な自意識こそ、後期水戸学の生命であった。

現実に天下を統治する徳川政権の正当性については、「幕府は天朝を佐けて天下を統御せらる³⁾」という原理が強調され、その前提の下に「邦君は皆天朝の藩屏にして幕府の政令を其の国に布く」こと及び、家臣たる武士が「各々其の邦君の命に従ふは、即ち幕府の政令に従ふ」という報本の理が説かれる。尊王の実践を条件として始めて、幕府は諸侯や士民の忠順を要請し得るというその基本原則は、とりもなおさず、全国制覇の軍事的実力を有する徳川幕府してなお、歴史的理念としては全国の支配権者たるとされる天皇家の普遍性の前に一步引かざるを得ないという、日本の権力の構成の特殊性

格を素直に語っている。

水戸学の基本的体質が尊王佐幕に尽きることは疑いなく、現実の幕藩制の構造を毀損するものではない。「東照宮…専ら忠孝を以て基を立て…天下の国主・城主を帥みて京師に朝す。天皇褒賞して、官を授け爵を賜ふ…天下の土地人民、その治は一に歸し、海内一塗、皆天朝の仁を仰ぎて、幕府の義に服す」⁴⁾ という会沢の立言からは、天皇の有する無限の権威と、それによって統治の大権を委任された幕府を中核とする現実の秩序の構成に対する、深い信頼感を看取できる。肇国の往昔に祖先達が皇祖との間に交わした君臣の関係に基き、現在も臣民の父祖に対する孝敬と皇室への忠誠とは不離一体であるが、現実には幕府の創始者たる家康が勤王の実践により天皇の「褒賞」と受爵を得たことから、天皇に代わる王政の正当な代行者としての徳川氏の地位も保全されるという論旨がそこにある。

他方易姓革命の起らぬ点に我が国体の優良性を見る論理は、神代史上の「天祖」に国家的価値の源泉を見出し、政治的権威はまたこの天祖への報恩によって十全に保証されるという原理に裏打ちされている。その上で会沢は幕府統治権の合法性を、不変なる「君臣の義」という仮構の指定によって説明しようとする。

天朝は則ち君臣の義、天地と並び立ちて易ふべからず…海内の民、幸ひに日域に生れ、神聖の化を蒙り、君臣の大義の天地と易らざるを知らば、則ち宜しく放伐の決して言ふべからざるを知るべし⁵⁾。

(「下学邇言」)

放伐の可能性を否定する「君臣の義」とは、「天朝」と「海内の民」即ち天孫たる天皇と人民との直接的関係を示す概念であるはずだが、それが封建秩序を超越した一君万民論へ飛躍しないのは、「眼前に事ふる所の君」を「一時の仮合…小なる君」と貶視する契約的主従観念を「戎狄の陋習」と一蹴する⁶⁾ 会沢の信念に基く。従って放伐の否認は、直属の主君に対する「君臣の義」の破壊をことごとく断罪する保守論に帰結することとなるのである。

会沢は徳川氏の撥乱反正の偉業を賛美し、為政の事績は決して覇業ではない旨を強調する。そして天皇統治の大原理の永遠性を表現する「国体不易」

というドグマは、その委任代行者たる徳川政権の不動性を承認する役割を果たす。儒教的王道論をもって徳川政権を合理化しつつ、国体論に則って政権転覆の可能性を封殺するところに、会沢の立論の眼目はあったと見ることができる。

2.

幕末の尊王論の泰斗吉田松陰の思想には、後期水戸学からの多大な影響が見られる。

独り吾が国のみ皇統綿々として天壤と窮りなく、下は邦国茅土の封に至るまで山河と尽くことなし…此の義は万国に卓越して、支那以下の能く及ぶものなきなり⁷⁾。

(「野山獄文稿」)

天壤無窮なる皇統の連続性に日本の卓越性の拠を見出す論調は、まさしく水戸学の継承に相違はない。この万邦に卓絶する皇国は、古来勇武の国であったと松陰は強説する。

皇朝古より武を以て基を建て、四夷百蛮をして懾服馴擾せしむること其の国体固より然り…凡そ皇国に生れたる者何如にもして、皇国の武、古に復することを思ふべきことならずや⁸⁾。

(「急務策一則」)

海外に武威を張る日本の雄姿をもって優良なる国体の顕現とみる発想は、列強の圧倒的な軍事力に包囲された日本の、主体たる自己の確認のためには不可避であったであろう。尚古の感懐は即ち現在の自らの主体性への問いかけであり、その際迫り来る他者に対する強烈な拒否の意思表示を伴うのも、これまた避けがたい自然の情理であると言える。西洋の進んだ科学技術と我が国の貧寒なそれとを対比して「彼れは各国実験を経たる実事、吾れは太平以来…座上の空論…黑白判然…」⁹⁾と脱帽するとともに、「貧院・病院・幼院・聾啞院等を設け、匹夫匹婦も其の所を得ざる者なき如くす」¹⁰⁾る、欧米諸国の福利政策の事績をも率直に認める眼識の保有者である松陰が、それで

もなお頑くなに攘夷のスタンスを固守しようとしたのは、政策論としての排外主義に執着したというより、あくまで国家としての自立性（＝自由）の確認というモチーフに基くものであった。

松陰の思想が水戸学の位相を大きく突き破る眼目は、徳川幕府の有益性を鋭く問う視点を有していることである。西洋に対峙する日本の国家主体の表象として天皇を措定しつつ、その天皇の尊厳性を後ろ楯として幕権を正当化するのではなく、逆にこれを、幕府の功罪を裁断する準拠規範たらしめる思考がしばしば浮上する。

夫れ征夷大將軍の類は、天朝の命ずる所にして、其の職に称ふ者のみ是れに居ることを得。故に征夷をして足利氏の曠職の如くならしめば、直ちに是れを廢するも可なり¹¹⁾。

（「講孟余話」）

中国の如く君主が現実の権力保有者として常に鼎の輕重を問われるのではなく、日本の皇室は超然的權威であることを前提としつつ、他方地上の統治権者の有益性を厳しく問い、これに対する「放伐」を原理的に肯定する。勤王僧黙霖との論争に最後は「終に降参」¹²⁾した松陰は、奉勅討幕の原理を提示する。

天朝の堯舜たること征夷の莽操たることは吾れも固より知る…（征夷が）遂に其の罪を知らざる時は…罪を知れる諸大名と相共に天朝に此の由を奏聞し奉り、勅旨を遵奉して事を行ふのみなり。此の時は公然として東夷は桀紂と申すなり¹³⁾。

徳川將軍を惡王の代名詞たる「莽操」「桀紂」に比擬し、「堯舜」たる天皇の命による放伐の可能性を論ずる発意は、名分論に従って幕府の存在を擁護する水戸学の論理を大きく超えている。

だが安政五年の条約違勅調印問題が生起する前の数年間、坐獄の窮境の下である種の精神的昏迷状態にあった松陰は、幕府觀・天皇觀の面でしばしば矛盾撞着とさえ思える言辭を吐いている。

本邦の帝皇或は桀紂の虐あらんとも、億兆の民は唯だ当に首領を並列して闕に伏し、号哭して仰いで天子の感悟を祈るべきのみ。不幸にして天子震

怒し、尽く億兆を誅したまはば、四海の余民復た子遺あるなし、而して後神州亡ぶ¹⁴⁾。

黙霖との論争で、幕府を責める見地から「堯舜」に擬せられた天皇が、同時期のこの文章中では、たとえ「桀紂の虐」があっても全く非難を許されぬ絶対者に祭り上げられ、国民はただ皇命による玉砕を覚悟しなければならないとまで説かれている。何と言っても国家（「神州」）の存続より天皇の存在こそが至上と捉えられている点が、はなはだ問題である。だから次の如き発言が出てくる。

独り吾が国のみ皇統綿々として、天壤と窮りなく、下は邦国茅土の封に至るまで山河と尽くることなし。故に天下難あらば、億兆の臣民、皆当に之れに死すべく、邦国難あらば、封疆の臣民、皆当に之れに死すべし¹⁵⁾。

この文では「天壤無窮」の皇統という歴史事実及び、国難に当たっては全国民が捨身殉国をなすべき要請が強調されている。ところがこれに続けて松陰は述べる。

億兆の臣民、皆死すべからざれば、則ち皇統は天壤と窮りなけん、封疆の臣民、皆死すべからざれば、即ち茅土は山河と尽くることなけん¹⁶⁾。

先の一節では皇統無窮を根拠に全臣民の殉国が説かれたのに、後の文では反対に臣民の残存が皇統無窮の論拠とされる。この矛盾は、「皇統綿々、天壤無窮」なるザインを「億兆殉国」という当為の根拠としたことに基因するのであり、最後は結局臣民の残存というザインによって皇統無窮を根拠づけねばならないジレンマを生み出しているのである。

理性的幕権擁護論者たる山県太華が、この時期の松陰の極度に主情的な尊王論と切り結んだ周知の論争は、どう読んでも太華の方に軍配が上がるのは必然、というより冷徹な儒教的合理主義と変闕の情動とでは、そもそも論争にもならないのである。欧米の利民政策の美点は謙虚に評価する眼を有しているはずの松陰が、ファナティックな国粹的激情に身を焦がすとき、極端な王土王臣論が繰り返され、天皇一人をもって天下万物の所有者と捉えるような激論が、いわば宗教的熱情とも言える口吻によって叫号されるのである。

かかる情念をもって松陰の思想の結晶とするような見方が戦前には多く、

現在の論者にも存外少くないのだが、実は彼の尊王論（国体論）は真の到達点をまだ見出してはいないと思う。すなわち松陰は「嗚呼、我が神聖の道は…言論に在らず…言はず論ぜず、是れ言の極致」¹⁷⁾と自らの非論理性を認めつつ、かつこれが決して世界的普遍性を持つ「同」ではなく、あくまで我が国の特殊的価値＝「独」であると表明する。そして諸国にはそれぞれ優劣の差なき「独」が存し、各国において「国体も亦道」であることを認める¹⁸⁾。日本の国体の優良性は畢竟、天皇一万民（億兆）という独自の君臣関係の理念に裏打ちされており、この観点から、「聖人の大権」としての放伐すなわち幕府責罪一討幕も是認されるという論理が生み出されるのである。安政条約無勅許調印の専断に激怒した松陰が、「敖然自得…国患を思はず、国辱を顧みず」と「征夷の罪」を弾劾し、昂然として「これを大義に準じて、討滅誅戮…少しも宥すべからざるなり」¹⁹⁾との檄文を発したのは、自然な脈絡であったと言えるだろう。

恋闕の激情として昇華しきったかに見えた松陰の国体論は、条約問題という標的を得て、国家の主体的自立性の死守を最優先とする意識へと再度転回する。そしてそこでは、不可侵と思われた天皇の存在もまた国家防衛の目的への挺身によって評定されるという、天皇と国家（社稷）の価値関係の転換が図られているのである。

松陰は従来より、「天子は誠の雲上人にて人間の種にはあらぬ如く心得るは、古道曾て然るに非ず」²⁰⁾という、一面で冷めた認識も抱いていたのだが、討幕論の高唱の中で、「綸言汗の如しとのみ一概に申詰め候はば、矢張り一偏に落ち申すべく奉存候」²¹⁾と勅意の無条件遵奉の行き過ぎを排し、さらに天皇の使命遂行を迫って次のように言う。

聖上社稷に殉じたまひ、天下の忠臣義士一同奉殉せば、則ち天朝寧んぞ再興せざるの理あらん…天朝の論、万一姑息に出でば、神州中興の理なし²²⁾。

日本を「神州陸沈」の危機より救うための変革の不可避を熱論した文章の中でこの明断は、まさに松陰の国体論の重要な特質、すなわち天皇と国家との価値関係についての、彼の意識の深層を表出している。

日本という国家の対外従属化の懸念が現実が高まっていくことへの焦慮と痛惜は、兵学者でもある松陰にとって、耐えがたいものであったはずである。太平の酔夢を容易に脱し得ぬ退嬰的なムードの中で、この停滞を打破すべきエネルギーの所在を探り当てると煩悶する彼が、在野の有志者＝草莽の決起という路線に想到すると反比例する形で、擁幕の微温策と鎖国墨守の頑迷に終始する孝明帝の姿に対し「天朝も…俗論多く貧濁の風已まず」²³⁾と慨嘆を隠さず、ついに「恋闕の志も日を逐ひて薄く成り行く」²⁴⁾心情の変化を吐露せざるを得なかったのは、この意識の端的な表われであった。そこではかつての甚だ主情的な尊王感情は薄れ、極めて相対化された天皇観が浮き上がる。

動乱の渦中で展開された松陰流の国体観念は、維新後にどういう変質と歪曲を伴って継承されていくことになるであろうか。

3.

幕末の激動は、將軍徳川慶喜 大政奉還とこれに続く王政復古の大号令をもって終局を迎えた。慶喜の上表文に曰く、

政権武門に移り、以て臣が祖宗に及び…二百余年の間子孫相受け、臣其職を奉ずといへども、政刑当を失ふこと少からず…弥朝権一途に出でずしては紀綱立ち難きを以て従来旧習を改め、政権を朝廷に帰し奉り、広く天下の公議を尽し、聖断を仰ぎ、同心・協力、共に皇国を保護…臣慶喜国家に尽す所之に過ぎたるはあらず²⁵⁾。

自らの失政を認め、朝廷による政令の一元化を実現するためあえて政権を返上するという申し出で、当初は来たるべき新体制下での奪権の秘図を孕んだ術策であったと思われるが、結局は鳥羽・伏見敗戦後の東帰・謹慎という形で、「臣」が「聖断」に服する姿勢を保ったわけである。一方徳川の罪責を討つ松陰の思想は、「於幕府は発丑・甲寅以来違勅調印取結、其余失体の条々不少、畢竟朝廷へ奉対君臣の大道を取り失ひ…天下の大乱を引出し、幾許の蒼生を殺し、暴戾惨刻の所為絶言語次第」²⁶⁾（「討幕の宜旨降下奏請書」）

という討幕の断行となって結実する。君主としての天皇より臣下たる将軍に委任されていた為政の権は、ここに内政外交両面に及ぶ失政を理由に剝奪されることとなった。王政復古—明治維新を法理的に説明するなら、かくの如き具合となるろう。

その後の明治国家建設の過程には様々な波乱と曲折があり、片やキリスト教解禁と欧化政策、他方平田派国学者らの策動による神道国教化政策の併進という事態の下に、憲法制定が日程に上ることになる。

帝国憲法第一条は「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」という周知の条文だが、これは言うまでもなく水戸学的国体論、すなわち中国流の放伐はもとより禅譲さえも妥当せぬ、皇統不易なる日本独自のドグマの再確認にはかならない。さらに第三条で「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」というように、天皇を現人神としてこれに神性さえ付与しようとする。

だが帝国憲法がいかに天皇の神聖不可侵を謳い、教育勅語で「克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニ」する「国体ノ精華」を賞美し、「義勇公ニ奉シ…天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼」すべきを「忠良ノ臣民」の「遵守スヘキ」崇高な責務と強調しても、現実の政治制度は、国体論に緊縛されきってはいは機能し得ない。すなわち第四条で天皇を元首にして統治権総攬者としつつも、第五条では「天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」と帝国議会の立法権分任を認め、第八・九条で、天皇が発する勅令や命令も議会の議決になる法律に優越することはできないと規定する。また行政権は、内閣構成員たる国务大臣が天皇を「輔弼」し責任を担うと定め、司法権についても、大津事件に象徴される如く事実上その独立が認められ（第五七条）、さらに予算の議決も議会の権現と明記（第四六条以下）されている。

このように帝国憲法は表面上は君主主権の絶対性を揚言し、国民に向かって天皇の権威に対する「臣民」「赤子」としての伏拝を要請しながら、実際の政治支配の方術のレベルでは、相当に制限された立憲君主制的システムとして運用するという微妙なバランスを持する、多分にアンビバレントな性格を有していた。近代天皇制における、いわゆる「顕教」と「密教」である。

もし明治日本が、表も裏も天皇の神聖なる権威と絶対的権力によって完全

に包み込まれた国家であるなら、すなわち「顕教」論のみで説明しつくせる体制であるなら、それは中世の神権国家と同列であり、後年の天皇機関説と国体明徴論の確執といった事態さえ生起する余地はほとんどない。しかし歴史事実としては一実はこの点が天皇制と日本革命の関係を捉える上での難点でもあるのだが、福沢諭吉が『帝室論』で叙述したように、天皇はその尊貴性を保つためにこそ「政治社会の塵埃」²⁷⁾から離れ、自ら非政治化して局外中立のスタンスを徹守すべきとされ、少なくとも現実の政争に天皇が関与・介入するといった事態は避け続けた。それによってこそ、古来永続せる皇室と日本国民との親和なる関係、すなわち「日本国の人民が此尊厳神聖を用ひて直に日本の人民に敵したることなく、又日本の人民が結合して直に帝室に敵したこともなし」²⁸⁾という史実、「乱臣賊子」は極めて例外的存在にすぎない美麗なる国史を形成してきたという総括が生れる。

かかる福沢の論理立ては、神権的天皇制が否定された戦後においても、天皇制擁護論者が好んで用いる論法の原型とも言うべきもので、古来天皇はわずかの例外を除き国民に対する専制的権力を行使したことはなく、従って皇室と国民との間には仁慈と尊崇の麗しき交わりが保たれてきた、戦後の象徴制はむしろ天皇の元来あるべき姿に立ち戻ったものだから、積極的にこれが存続に努力すべきであるというのは、津田左右吉らも強く主張したところである。これに対し、こうした天皇制擁護論のイデオロギー性を剔抉していく革命の論理も当然存在するが、その先唱的役割を果たしたのは北一輝であった。

4.

北一輝と言えば、昭和初年陸軍の革新派将校に大きな影響を与え、昭和維新運動の黒幕的役割を果たすと見られる人物である。しかし彼の思想の本質は、若年期の大著『国体論及び純正社会主義』の中で展開された、明治国家の構造分析と特有の日本史観、及びそこから遠望される革命の様姿についての卓越した論理にこそ認められるべきである。本節では主に、北の国体論の逆説的解釈の特異性に着目してみたい。

此の日本と名けられたる国土に於て社会主義が唱導せらるゝに当りては、特別に解釈せざるべからざる奇怪の或者が残る。即ち所謂「国体論」と称せらるゝ所のものにして—社会主義は国体に抵触するや否や—と云ふ恐るべき問題なり²⁹⁾。

北の論理では、維新後のわが国は「国家」を主権者とし、天皇と国民が相共に統治権の行使者となる社会民主主義国である。本来「人格」的存在である国家が君主の私的意志で統治の客体とされた「家長国」時代から、国家が法的に人格を回復した近代の「公民国家」時代への変貌こそ、人類史の進化発展の必然的コースであった。日本の場合は、維新革命を経て大日本帝国憲法によって確立された「公民国家」こそ、まさに「国体」の真義であり、天皇専制の政治システムや教育勅語による国民への天皇崇拜の強制は、「国体」に対する明白な背戾であると北は説く。

それによれば「国体」とは「国体の本体と云ふことにして、統治権の主体たるか若しくは主権に統治さるゝ客体たるかの国家本質の決定」³⁰⁾であり、これに対し「政体」とは「統治権発動の形式」である。従って明治の日本は、実在の人格たる国家の主権の下、国民と天皇が等しく統治権行使のための「機関」として共在するところの、「平等の多数と一人の特権者とを以て統治者たる民主的政体」³¹⁾にはかならない。

国家を主権者となし、君主も国民も共にこの主権者に対する権利と義務を負うという捉え方からすれば、日本は万世一系にして神聖なる皇統を仰ぐ主権在君の世界に誇るべき国体を有するなどというのは、実に笑止な謬見である。「天皇も皇位も国家も一切を無差別に混同」³²⁾する穂積八束らの偏狭な国体論を、北は「日本国のみ特殊なる国家学と歴史哲学とによりて支配さるゝと考ふる」³³⁾ 誤りと厳しく批判する。北の解釈に従って憲法を読み込むなら、まず第一条は皇統不易の宣言ではなく、「統治権の本体たる近代国家の大日本帝国は其の統治権を万世一系の天皇によりて行使す」³⁴⁾ と解さねばならないということになる。彼は維新後の日本は「国家に主権ありと云ふを以て社会主義」でありかつ「(広義の) 国民に政権ありと云ふを以て民主主義」³⁵⁾ であると強弁し、断じて専制君主国ではないと主張する。その根拠は

憲法第五条にいう「協賛」を、立法行為の重大な要素であり、従って天皇と帝国議会の両方で初めて十全な立法機関たり得ると規定したものだ、とする解釈にある。特に最高法規たる憲法の改定権を天皇と分有する議会は、明らかに国家の最高機関であるとみなされる。

こうした北の独自の憲法論は、歴史観の問題に通じている。すなわち人格的自由が単数の専制君主から少数の封建貴族層、そして平等な全人民へと拡張されていくところに歴史の進化発展の道程があるが、この標尺を日本史に当てはめるなら、それは「大御宝」たる国民と全国土とを占有し得た独裁帝王から、武家との角逐に敗れて「神道の羅馬法王」なる神職者の位置に後退し、最後（徳川期）にはほとんど有名無実の存在と化し果てた、天皇のステータスの変転にほぼ見合っているのである。

俗流の国体史観が、有史以来不易の統治者として存続する天皇に対し、日本国民はこれもまた揺るぎなき忠節なる臣民として相対してきたという見解をとるのは、全く歴史の事実をねじ曲げた欺瞞であると北は言う。真実は古代以来天皇は幾度もその性格を変え、日本国民は不変の忠良なる臣民であったどころか、逆に南北朝時代の南朝の臣らを例外として、ほとんどは皇室に対する圧迫者であった。すなわち自らの直系の先祖を崇拜する「系統主義」と、直接の主人への忠誠を優先する「忠孝主義」とが国民の至要な意識であり、そこに天皇に対する尊崇が入り込む余地はほとんどなかったからである。そうした圧倒的多数の国民による圧迫を前に、天皇は権力の掌握を断念して「優温閑雅なる詩人」の地位を甘受したゆえに滅亡することなく、何とか江戸末期までその命脈を保ち得たのだと、北は恐るべき日本史認識を展開するのである。

あゝ今日四千万の国民は殆ど挙りて乱臣賊子及び其の共犯者の後裔なり…何の国体論ぞ、斯る歴史の国民が克く忠に万世一系の皇室を奉戴せりと云はゞ義時も尊氏も大忠臣大義士にして、楠公父子は何の面目ありや。或は云ふべし、而しながら万世一系に刃を加へざりしと一亦何の国体論ぞ、是れ国民の凡てが悉く乱臣賊子に加担して天皇をして其の要求の実現を絶望せしめられたればなり…斯る理由によりて継続されたる万世一系は誠に以て

乱臣賊子が永続不断なることの表白に過ぎずして、誠忠を強弁する国体論者は宮城の門前に拝謝して死罪を待て！何の奉戴ぞ³⁶。

痛烈な皮肉と不敬限りなき激語にあふれたこの史論のうちに、国民の伝統的尊王意識を国体の普遍性の根拠とする、明治国家の官製の天皇制イデオロギーに対する強い反感を看取することができよう。北はかかる天皇制イデオロギーを「復古的革命主義」つまり反革命主義と非難し、その克服を來たるべき日本革命の重要な課題とみなしているのである。

官製の国体史観では、明治維新は、大化の改新や建武の中興と並ぶ王政復古の実現とされるが、北は「実に日本の国体は数千年間同一に非ず、日本の天皇は古今不変の者に非ざるなり」³⁷と述べ、これを明確に否定する。封建貴族＝武士階級が覇権を握った中世の「家長国」時代においては、天皇家はかつての専制権力を喪失したのみか、「神道の羅馬法王」としての権威も徐々に失墜させ、江戸時代には京都周辺だけを領する一弱小貴族の地位に止まっていた。しかるに幕末になって、天皇の価値を極度に奔騰させた国体論が高唱され、結果明治維新が勤王革命の色彩を帯びたスタイルで敢行されたのは何ゆえであるのか。

水戸学から尊攘派志士らに共通する国体論のファンタシズムは、けだし対外的危機意識に発するナショナリズムが求心力を皇統不易というドグマに求めようとした、その精神作用の極限的形狀であったと我々は分析したいところだが、北の見解はそうではない。

維新革命の国体論は天皇に対する忠を主張せんよりも貴族階級に対する忠を否認せんが為めなり³⁸。

武士たちが尊王思想を高揚させたのは、日本の最高君主たるべき天皇への忠誠義務を怠る己の主君へのいわば当てつけであり、やがて近代革命によって封建的忠君観念を否定しざる後ろめたさを緩和しようとする心理の裏返しであったと北は言う。だからその意味で「国体論者」は「民主々義者」であって、決して復古反動主義の徒ではない。また農民層も自らの「民主的国民」への飛躍を求めて蜂起し、土農の連動によって維新の「民主々義」革命は成功をおさめたと彼は断言する。

維新革命を以て王政復古と云ふことよりして已に野蛮人なり…維新革命とは国家の全部に国家意識の發展擴張せる民主々義が旧社会の貴族主義に対する打破なり…実に維新革命は国家の目的理想を法律道徳の上に明かに意識したる点に於て社会主義なり、而してその意識が国家の全分子に明かに道徳法律の理想として擴張したる点に於て民主々義なり³⁹⁾。

明治維新の思想原理としての尊王論が、極力限定的に解釈されようとしている。「彼らは遺憾にもその革命論を古典と儒学とに尋ねた」⁴⁰⁾ という言説は、天皇は革命のための旗標としてやむなく祭り上げられた手段的価値にすぎないという認識の表明である。

倒幕から廃藩へという大変革を遂行する論理として、尊王なる手段的価値が大いに有益だったことは確かであるが、そのことは樹立された明治国家において、天皇が絶対君主の地位を約束されることを意味しない。革命のシンボルとして擁立された天皇には、「国民と等しく民主々義の一国民として…理想国の国家機関」⁴¹⁾ の役割が与えられるのである。「復古的革命主義」を痛罵した北は、顕教的天皇制が国民の精神生活を呪縛することを強く非難する。家族国家論・国民赤子論の背景をなす教育勅語もまた、排撃されるべき対象であった。

日本天皇は固より羅馬法王に非らず。天皇は学理を制定する国家機関に非らず…天皇が如何に倫理学の智識に明らかに歴史哲学について一派の見解を持すとも、吾人は国家の前に有する権利によりて教育勅語の外に独立すべし⁴²⁾。

「教育勅語の前に傲然として其の頭を屈せざりき」⁴³⁾ 内村鑑三に「無限の尊崇」を抱いた北にとって、国民の精神的緊縛からの解放こそ、維新の社会民主主義の理念実現のための喫緊の課題であった。上記の言説でも「国家の前に有する権利」とあるように、人格的實在たる国家は天皇の価値を相対化し、国民の自由と権利を保証する存在である。天皇はあくまで国家が必要あって設けた、特権ある一機関にすぎない。国家主権という「国体」の下で政体は随意に変革せしめられるのであり、機関たる天皇もその対象たることを免れるものではない。すべてはこれから後の、進化のあり様如何に関わってくる

問題である。

其の如何に進化すべきかについては或は今日の民主的政体のまゝに進むか、或は一人のみの特権者を以てする君主政体に進むか、或は純然たる共和政体に進むか、又或は社会の驚くべき進化して一切の政体の無用になりて地上に天国を築くか、斯ることは国体論とは係りなき問題なり⁴⁴。

政体は所詮統治権運用の手段にすぎないから、極端な場合無政府の社会もあり得るといふこの見解は、国家なる価値の極度の上昇に即通する危険性を伴なう反面、国家主権なる「国体」の名による天皇制廃絶の可能性をも留保するといふ、実に特異な論理を導き出している。

国家主権の今日及び今後に於ては其の手續を定めたる規定其者と矛盾する他の規定を設くとも、又其の規定されたる手續によらずして憲法の条文と阻隔する他の重大なる立法をなすとも、国家主権の発動たる国家の権利にして、国家は其の目的と利益とに依じて国家の機関を或は作成し或は改廃するの完き自由を有す⁴⁵。

ここで「改廃」され得る「国家機関」の中に天皇が含まれるのは、北の論理構成からして至極当然の脈絡である。

5.

国民の頭上に超然と君臨する天皇を、文字通り「国民ノ天皇」（『日本改造法案大綱』巻一）という地位に引き戻すため、華族制・貴族院等を廃止し、改造議会・改造内閣の手による国家の大改造、すなわち諸治安法規の撤廃・普通選挙の実施・労働者の権利保障・男女平等普通教育さらに経済的特権階級に対する所有権の制限等々、敗戦後の改革を先取りする如き諸政策を、まづ在郷軍人を主力とするクーデターによって断行するという北の「国民革命」の提唱は、大正末～昭和初期の特に陸軍皇道派の青年将校らに多くの支持者を見出していった。

だが『国体論及び純正社会主義』（1906年上梓）以来「一貫不惑」の社会民主主義革命唱導者であった北の思想の本質と、天皇の神格的威権の下に全

ての身分的隔壁の否定を企図する彼ら青年将校や右翼原理主義者の想念とは、似て非なる位相に立っていたと見るべきである。そうした落差は、いわゆる国体明徴運動等において明らかとなる。

吉野作造の民本主義、美濃部達吉らの天皇機関説は、主権在君という明治憲法の原則は基本的に認めつつも、軍や官僚の専制支配を抑制し、国民の意思を議会を通じて最大限政治に反映させようとする努力の所産であり、大正デモクラシーの基調ともなる政治思想であったが、他方第一次大戦後の民族自決主義の流れを受けた朝鮮の三一事件や中国の五四運動、ロシア革命、米騒動等々国内外の諸事件の続発と社会主義運動の高揚は、支配層に相当深刻な不安と危機感をもたらした。無政府主義者の行動や日本共産党結成などに過敏に反応した政府は、過激社会運動取締法案の廃案の後1925年、加藤高明内閣の下治安維持法を制定する。その第一条は次の如くである。

国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
ここに言う「国体の変革」とは、天皇制の廃止もしくはそれに通ずる革命行為を意味しており、この法律の主要な対象は天皇制打倒を標榜する共産主義者であったが、やがて最高刑を死刑に引き上げるなど改悪された上、本質的に天皇制や資本主義の否定者ではない自由主義まで、反軍・反政府の思想的傾向を理由に弾圧の対象とする拡大解釈を生み出していったことは、周知の事実である。そして満州事変や五・一五事件を経て社会の右傾化が進行する中、美濃部らの天皇機関説がついに攻撃の標的とされるに至る。機関説排撃と国体明徴は、昭和十年に最高潮を迎える。その中心人物は菊池武夫・江藤源九郎・三室戸敬光らであり、導火線の役回りを演じたのは狂信的国粋主義者の蓑田胸喜であった。

同年国体明徴－昭和維新断行に対する障害者とみなされた陸軍軍務局長永田鉄山が刺殺された相沢事件は、二・二六事件の一因ともなったが、この事件の裁判で相沢を支援した直心道場の方針書に曰く、

国体明徴と肅軍と維新とは三位一体なり…諸制度百般に歪曲埋没せられたる皇国態勢を以てする全世界の現状を維持せんとする勢力（機関説擁護＝

資本主義維持＝法律至上主義＝個人主義自由主義）が現に政治的勢力を掌握しあり、又内外勢力の切迫より台頭せる所謂金権ファッション勢力（権力主義者と金権との結托せる資本主義修正、統制万能主義勢力＝官僚ファッションは此の一味？）が政権を窺竊しつつある今日に於て、まつろはぬ者共を討平げ皇基を恢弘すべき、実力の中堅たる皇軍の維新的肅正は、国体明徴維新聖戦に不可欠の要件焦眉の急務なり⁴⁶。

ここでは国体明徴－維新の重要な目標が、機関説という法理上の問題にとどまらず、明確に資本主義の打倒というスローガンに昇華していることに注目したい。同時期の新日本国民同盟の「第三期国体明徴運動方針基準」でも「国民の大多数が生活に苦しんでゐるために、勿体なくも天皇政治に暗影が宿っている…要するに国体明徴運動は資本主義政治の打倒運動である」⁴⁷と声明している。運動のターゲットは、天皇と一般国民の間を阻隔せる財閥資本家・官僚・重臣等で、陸軍統制派幕僚層も軍閥ファッションとして排撃の主要な対象とされている。

やがて二・二六事件へと直走するかかる思想の背景に、北一輝の影響があったことは事実である。『日本改造法案大綱』の中で「政権軍権財権ヲ私セル者」を倒滅し「天皇ヲ奉シテ速カニ国家改造」の成就を呼号した北の想念は、確かに青年将校や維新活動家たちの琴線に触れるものがあつた。「万民の生成化育を阻碍して、塗炭の疾苦に呻吟せしめ」るところの「元老・重臣・軍閥・財閥・官僚・政党等」を「国体破壊の元凶」と弾劾した『二・二六事件蹶起趣意書』には、その精神が貫流していると言える。

だが、国史における「国体」の変遷を解析し、明治維新後法的に実現された「社会民主主義」の実質化を、国家主権の国体の下手段価値として措定された天皇なる機関の手によって、「大権の発動＝クーデター」の形で敢行しようという北の高等なる戦略的発意と、「国体の尊嚴秀絶」を素朴に信奉する皇道派将校らの純忠の情意とは、根底的な一線で交わることがなかつたはずである。北の特異な天皇「機関」説と維新原理主義者の純粹国体論とは、突きつめれば相容れざる氷炭の関係にあつた。二・二六事件の蹉跌は、思想的必然の成り行きでもあつた。

むすび

国家改造を企図した昭和維新運動が、二・二六事件後陸軍統制派の奪権一戦時体制の強化へと変質・収斂を余儀なくされると、「国体論」は体制変革の論理というより、幕末の“変関”の情動の如き極限的死生観の性格を強めることとなる。日中戦争から太平洋戦争へという戦局拡大の中、国体の観念は、一億国民に天皇と国家への滅私的尽忠を強要するイデオロギーと化していった。興亜青年運動本部(児玉誉士夫・笠木良明ら)の指導理論の文書(1938年10月)に曰く、

聖戦下に於ける非常時局を直に認識した真剣純真青年の全国的大同団結…日本臣民は一樣に陛下の赤子であり亦赤子たる絶対的自覚に立つ滅私奉公、殉皇の精神より其廬する…我々臣民は…皇国無窮の生命を奉護…一切の反国体思想…を打倒…速かに…全国的にまことむすびをせねばならぬ⁴⁸⁾。

幕末の列強東漸の危機の中で絶叫された、極度に凝縮された崇神の観念、国体の妄念が、新たな国家危機の高まりの中で復活している様を見てとることができよう。

その偏狭な盲信が、アジア侵略を東亜の解放と錯視する如き極悪の国家犯罪を惹き起し、ついに「大日本帝国」を破滅の瀬戸際にまで追い込んだのである。しかもポツダム宣言受諾の是非をめぐる政府指導部の葛藤と逡巡も、ひとえに「国体護持」の呪縛に起因するものであった。無条件降伏を国民に知らしめた昭和天皇の終戦詔勅の“玉音”でも「耐え難きを耐え、忍び難きを忍び」ながら「国体を護持し得」る希望が表白されているし、戦後の新憲法制定論議においてさえ、松本烝治案などは明確に国体=天皇大権の護持存続を意図していた。

漸く日本国民が「国体」の妄想と呪縛から解放されたのは、天皇の人間宣言と日本国憲法の成立によってである。それからちょうど50年、国体の観念が生み出した近代日本の悲劇と狂熱の跡を想起し検証することには、すぐれて今日的な意義も存すると思われるのである。

注

- 1) 水戸学大系, 第三卷, 336頁。
- 2) 「新論」, 岩波書店, 日本思想大系53, 52頁。
- 3) 「迪彝篇」, 358頁。
- 4) 「新論」, 63頁。
- 5) 水戸学大系, 第三卷, 205頁。
- 6) 「迪彝篇」, 359頁。
- 7) 吉田松陰全集, 第二卷, 305頁。
- 8) 同第二卷, 32頁。
- 9) 同第七卷, 191頁。
- 10) 同第二卷, 145頁。
- 11) 同第三卷, 56頁。
- 12) 同第七卷, 448頁。
- 13) 同第七卷, 443~444頁。
- 14) 同第二卷, 405頁。
- 15) 同第二卷, 305頁。
- 16) 同前。
- 17) 同第四卷, 107頁。
- 18) 同第三卷, 411頁。
- 19) 同第四卷, 372頁。
- 20) 同第三卷, 222頁。
- 21) 同第四卷, 843頁。
- 22) 同第五卷, 177頁。
- 23) 同第八卷, 273頁。
- 24) 同第四卷, 420頁。
- 25) 『徳川慶喜公伝』, 平凡社, 東洋文庫4, 65~66頁。
- 26) 日本思想大系56, 530~531頁。
- 27) 岩波書店, 『福沢諭吉選集』, 第6卷, 41頁。
- 28) 同33頁。
- 29) みすず書房, 『北一輝著作集』, 第一卷, 209頁。
- 30) 同第一卷, 236頁。
- 31) 同第一卷, 232頁。
- 32) 同第一卷, 227頁。
- 33) 同第一卷, 226頁。
- 34) 同第一卷, 222頁。
- 35) 同第一卷, 247頁。

- 36) 同第一卷, 291, 324頁。
- 37) 同第一卷, 218頁。
- 38) 同第一卷, 343頁。
- 39) 同第一卷, 344~350頁。
- 40) 同第一卷, 351頁。
- 41) 同第一卷, 354頁。
- 42) 同第一卷, 269頁。
- 43) 同第三卷, 88頁。
- 44) 同第一卷, 248頁。
- 45) 同前。
- 46) みすず書房, 現代史資料4, 436頁。
- 47) 同431~432頁。
- 48) 現代史資料23, 127頁。